

議第31号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会の項中「滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会」を「滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会」に、「生産により」を「生産または新役務の提供により」に、「第3項」を「第4項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の滋賀県附属機関設置条例別表第1項の表に掲げる滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会およびその委員は、この条例による改正後の滋賀県附属機関設置条例別表第1項の表に掲げる滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。